令和5年度より、健康保険料率を改定いたします。

令和5年度からの健康保険料率の改定が、2023年2月1日開催の第136回組合会で承認されました。

	令和4年度	令和5年度
健康保険料率	10.10%	11.03%
介護保険料率	1.85%	1.85%（変更なし）

令和5年3月分（4月納付分）から適用されます

保険料率改定の要因

- 要因その1　保険給付費（医療費）の増大
- 要因その2　国に納付する前期高齢者納付金の増大
- 要因その3　経常収支の赤字化による別途積立金残高の減少

■保険料率と被保険者の推移

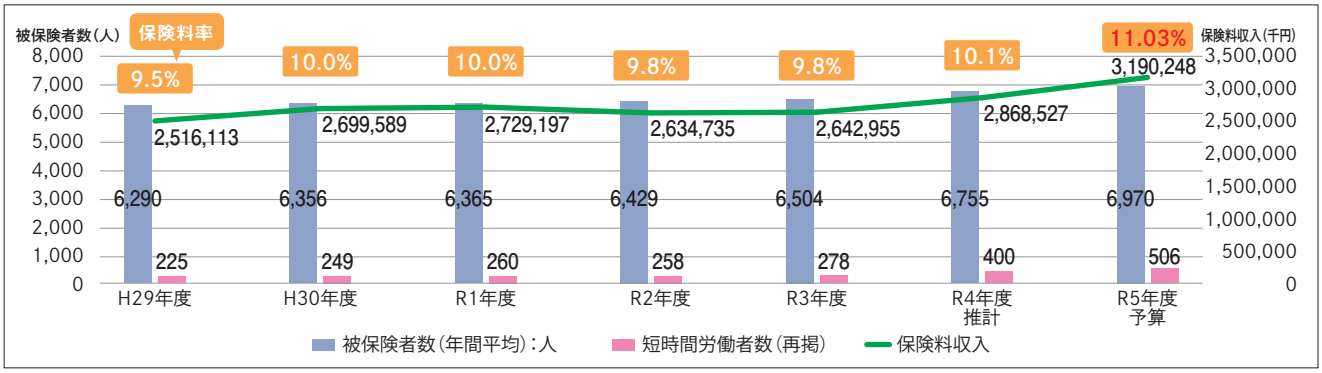

●令和3年度までは短時間労働者数は横ばいでしたが、令和4年度は10月からの短時間労働者の適用拡大により、短時間労働者数は増加。**令和6年度はさらに短時間労働者の適用拡大が広がるため、短時間労働者が増加することを見込んでいます。**

●令和4年度から被保険者数の増加と保険料率の改定により保険料収入が増加するものの、**被保険者数が増えるにつれ保険給付費（医療費）など支出も増えるリスクを抱えています。**

■支出の推移

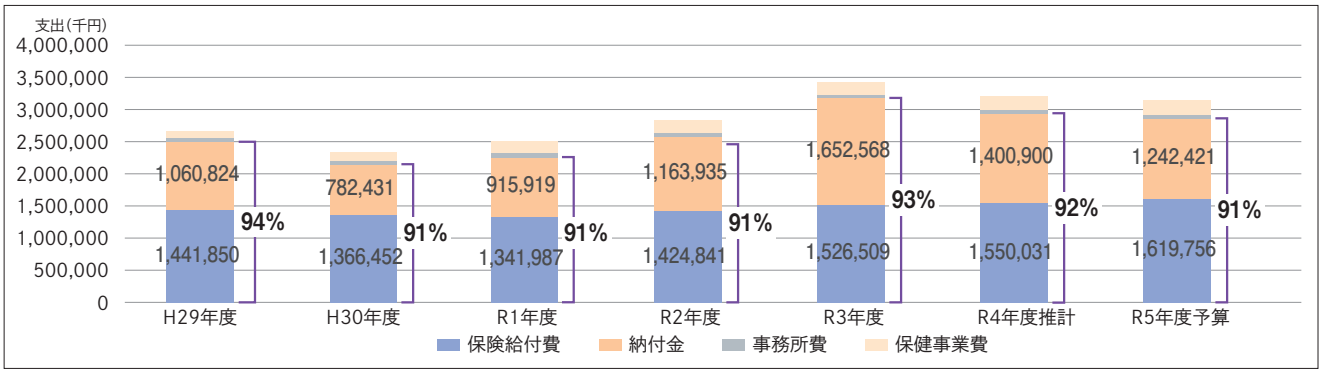

保険給付費（医療費）と国への納付金などが支出全体に占める割合は90%以上**を推移し、令和4年度の保険給付費（医療費）は過去最高の15億5,000万円（推計）と**財政を大きく圧迫しています。**今後、さらなる短時間労働者の適用拡大**（2024年10月）や定年延長などによる前期高齢者の増加により、保険給付費（医療費）ならびに高齢者医療を支える納付金の増大が懸念されます。

要因その1　保険給付費（医療費）の増大

保険給付費（医療費）の状況は以下のとおりです。

▼資料1　保険給付費（医療費）の推移

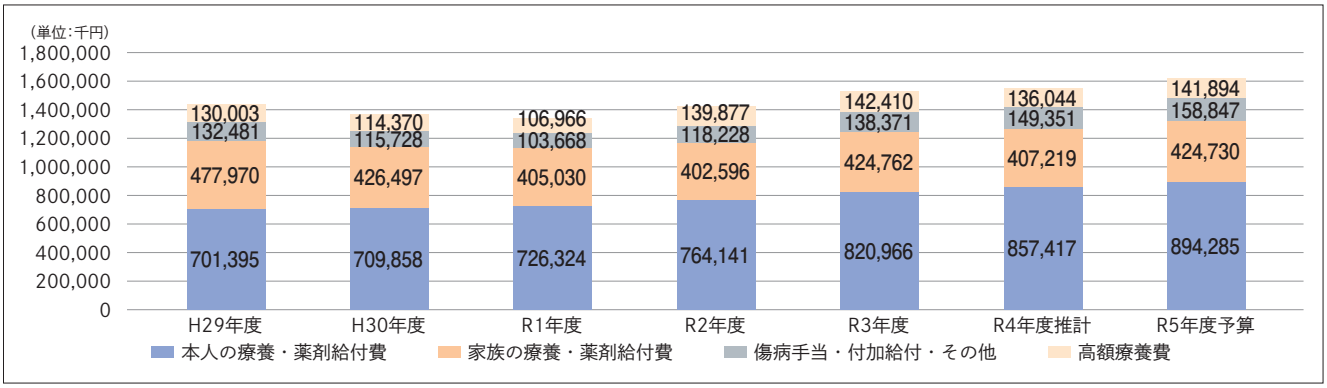

要因その2　国に納付する前期高齢者納付金の増大

前期高齢者納付金は、前期高齢者の保険給付費（医療費）に比例し、前期加入率に反比例します。

▼資料2-1　前期高齢者納付金の増加する要素（前期高齢者納付金の概算計算式）

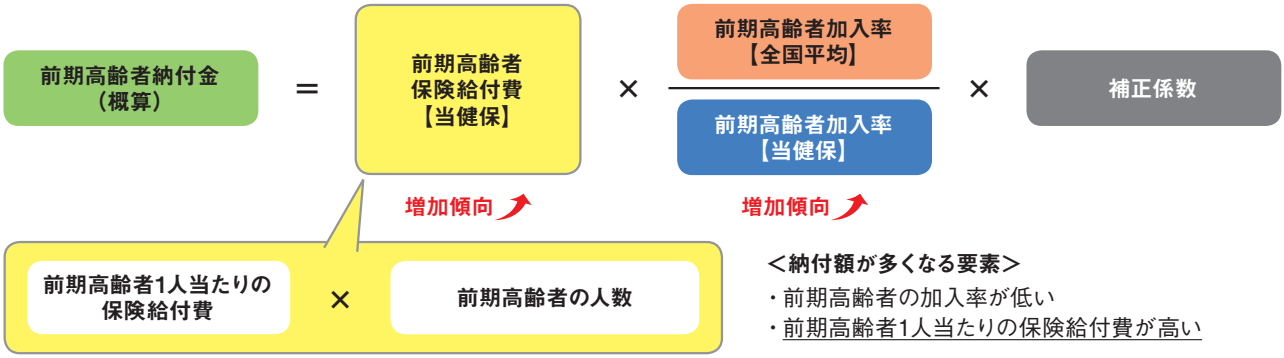

＜納付額が多くなる要素＞

・前期高齢者の加入率が低い
・前期高齢者1人当たりの保険給付費が高い

▼資料2-2　前期高齢者の人数の推移　※令和4年度は概算

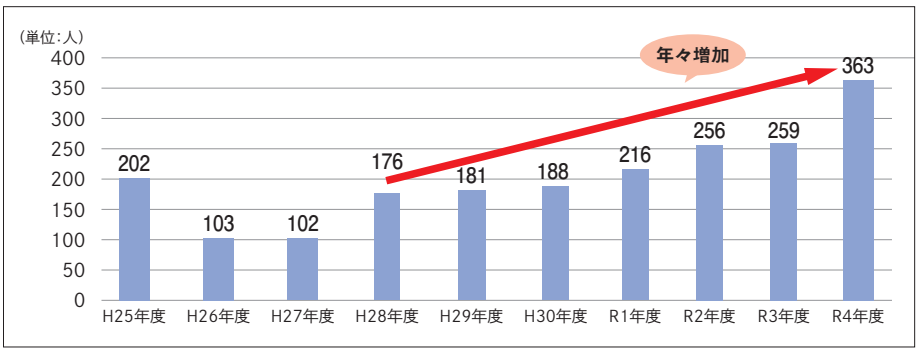

当健保の前期高齢者の加入者は増加傾向にあります。
今後も、定年延長などにより前期高齢者は増加する見込みです。

健康な前期高齢者が増えれば、前期高齢者納付金の額に影響する「1人当たりの保険給付費」が減ります。

▼資料2-3　前期高齢者1人当たりの保険給付費（医療費）の推移　※令和3年度、4年度は概算

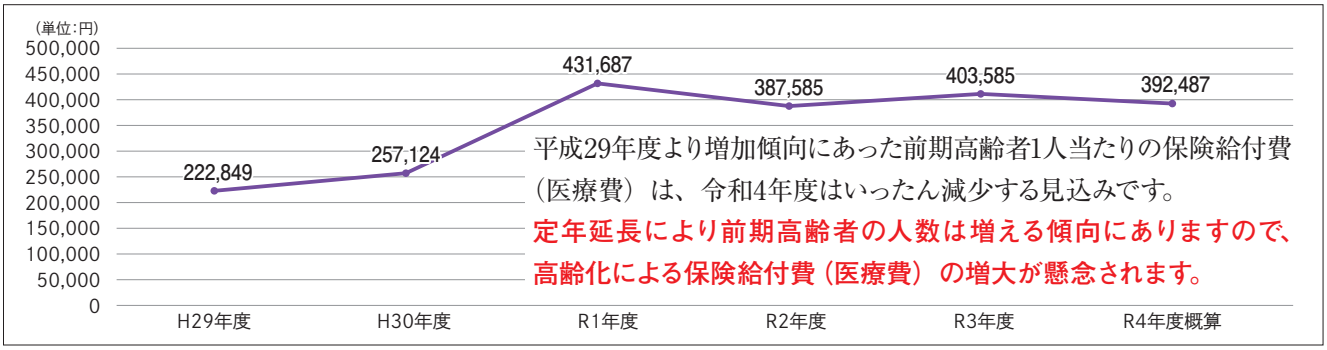

平成29年度より増加傾向にあった前期高齢者1人当たりの保険給付費（医療費）は、令和4年度はいったん減少する見込みです。

定年延長により前期高齢者の人数は増える傾向にありますので、高齢化による保険給付費（医療費）の増大が懸念されます。

要因その3　経常収支の赤字化による別途積立金残の減少

経常収支の状況は以下のとおりです。

▼資料3-1　経常収支と実質（必要な）保険料率※の推移　※実質保険料率とは、経常収支が均衡するために必要な保険料率のこと。

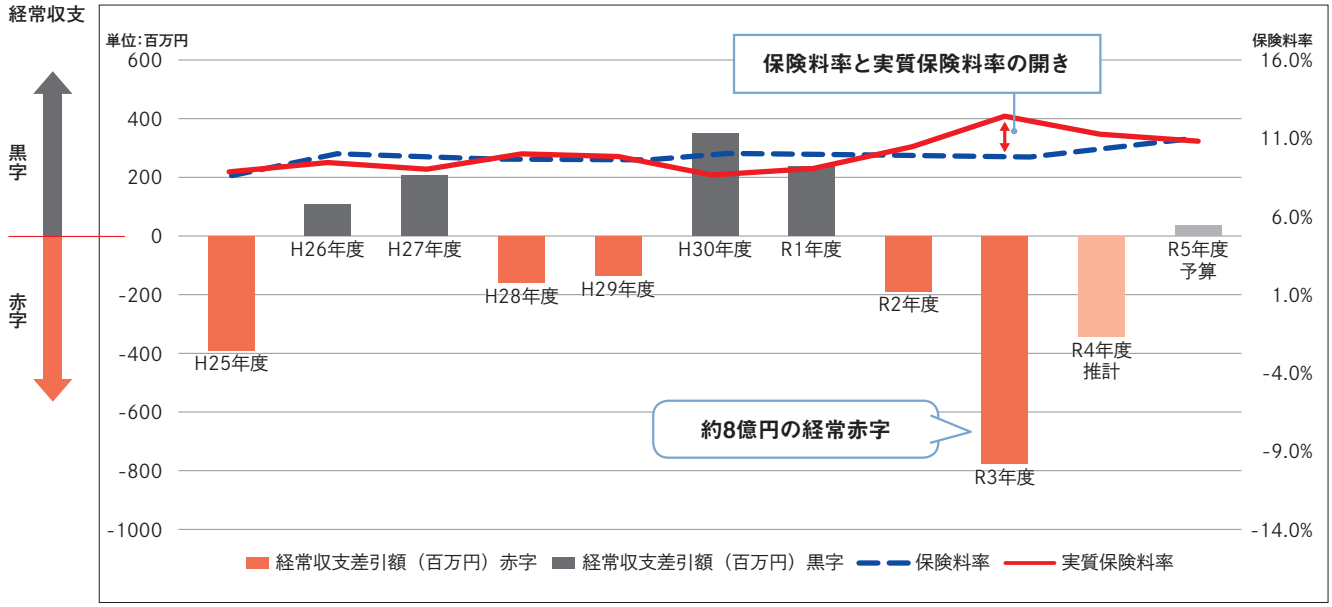

令和4年10月から短時間労働者の適用拡大により、従業員101人以上の事業所においてパート・アルバイトの一部（短時間労働者）も社会保険加入対象となりました（当健保では新たに10事業所で約200人の短時間労働者が新たに健保加入）。**令和6年10月からは51人以上の会社にも短時間労働者の適用拡大となり、短時間労働者はさらに増える予定です。**

今後の見通しとして、短時間労働者が増えることで、１人当たりの保険料収入は減りますが、保険給付費は増えることが予想されます。

▼資料3-2　別途積立金残高（年度末）の推移

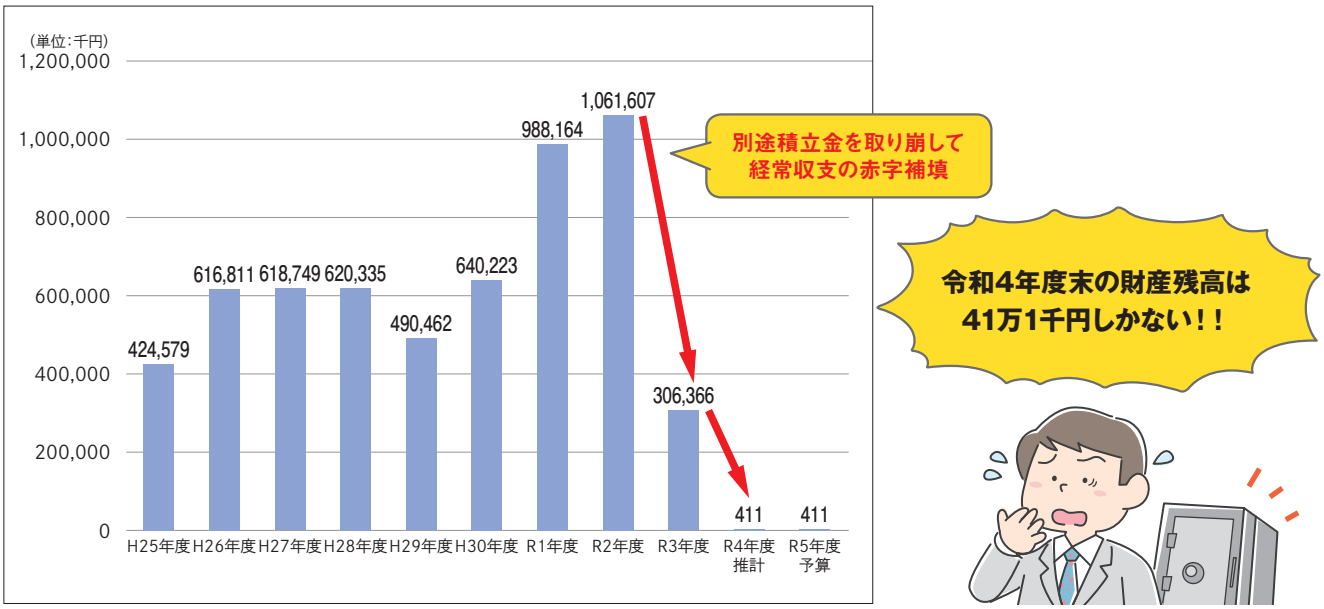

令和4年度末の財産残高は41万1千円。

令和5年度予算では、令和4年度予測において支出を抑えることができたため約5億円弱を予備費として繰り越しますが、これは一時的なもの…。この先、保険給付費（医療費）や納付金が想定外に多くなることがありますと、たちまち予備費や別途積立金を使い果たして立ち行かなくなります。

働きさんとご家族の健康維持・増進を願って誕生したダスキン健康保険組合は、組合員皆さまの健康への取り組みによって、保健事業を充実したり、保険料率を下げたりすることができるのです。